大阪市住之江区役所生活支援課
育児休業代替臨時的任用職員（福祉職員）
募集要項

令和８年 11 月 18 日
大阪市住之江区役所

１ 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	受験資格	任用期間
２名	次の(1)、(2) 及び(3)のいずれにも該当する方 (1) 社会福祉主事任用資格を有する方 又は任用期間までに取得見込の方 なお、社会福祉主事任用資格を有するには、次のア～ウのいずれかに該当することを要します。 ア 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（下表参照）」を３科目以上履修し卒業した方 イ 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した方 ウ 社会福祉士又は精神保健福祉士 (2) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方 (3) 日本国籍を有する方	令和９年１月１日～令和９年３月 31 日 任用期間については、職員が取得する育児休業により変更となる場合があります。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

◎ 昭和 25 年～昭和 56 年卒業者
社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身
◎ 昭和 56 年～平成 11 年卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
◎ 平成 11 年～平成 12 年卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

◎　平成 12 年～現在までの卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読替え

上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修していれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

令和２年３月６日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替えの範囲等を確認してください。

①当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。

②大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

２　採用試験

(1) 日　　時　令和８年 12 月 18 日（金）午後１時 15 分集合

(2) 会　　場　住之江区役所会議室

※応募人数により採用試験の日時及び会場について、変更する場合があります。
詳細な時間や会場については、「受験案内」により通知します。

(3) 選考方法　ア　論文試験（事前課題）
社会福祉に関わる課題に対する基礎知識、文書構成力及び表現力等について論文により行います。
下記（受験手続）のとおり、申込時に提出してください。
イ　口述試験
主として人物について面接により行います。

(4) 合　　否　論文試験（150 点満点）及び口述試験（150 点満点）の結果により決定します。

(5) 結果発表　試験結果については、令和８年 12 月 21 日（月）付で受験者全員あて送付により通知します。

(6) 注意事項

ア　論文試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。

イ　受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者がいない場合があります。

ウ　合格者は大阪市住之江区役所生活支援課育児休業代替臨時的任用職員（福祉職員）採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、論文試験及び口述試験の合計得点順で登録されます。

エ　採用候補者名簿への登録期間は令和９年３月 31 日までとなります。

オ　採用候補者名簿に登録されても、採用時期が採用予定日以降になる場合や採用されない場合もあります。

カ　合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと又は申込の内容に虚偽が認められた場合は、合格・登録を取り消すことがあります。

３　受験手続

受験申込については、持参又は送付により受付します。送付の場合は、必ず記録が残る方法（書留等）で送付してください。

申込方法	【受付期間】 募集開始日から令和８年12月９日（水）まで ※持参の場合は、受付期間中の午前９時から午後５時30分までを受付時間とします。なお、土・日・祝は閉庁日のため受付できません。 ※送付の場合は、令和８年12月９日（水）必着とします。なお、送付の際に発生した事故等については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は、受け付けません。 【提 出 先】 〒559-8601　大阪市住之江区御崎３丁目１番17号 大阪市住之江区役所生活支援課（２階24番窓口） ※「育児休業代替臨時的任用職員（福祉職員）採用申込書等在中」と朱書した封筒に次の①、②、③、④及び⑤の書類を入れて送付してください。 【必要書類等】 次の書類等に不備がある場合は、受験できないことがあります。 ①、②及び③の書類については、上記提出先へ受け取りに来ていただくか、大阪市住之江区役所ホームページよりダウンロードしてください。 **①大阪市住之江区役所生活支援課育児休業代替臨時的任用職員（福祉職員）採用申込書　１通** ※過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。また、記入項目（職歴等）において、記入欄が不足する場合は、別紙等に記載し添付してください。 **②申し立て書　１通** ※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。 ※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。 **③大阪市住之江区役所生活支援課育児休業代替臨時的任用職員（福祉職員）採用試験（論文試験）　記述用紙　１通** 次の課題について論文を作成してください。 「生活保護受給者の自立助長を促すために、あなたはどのような支援を心がけますか？（400字程度で述べてください）」 ※記述用紙は、本市所定の様式に限ります。 **④社会福祉主事任用資格の確認ができる書類（写し等）１通** ・社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書 ・社会福祉主事任用講習会受講修了証明書 ・社会福祉士・精神保健福祉士資格証　等 **⑤「受験案内」送付用の定型封筒（長形３号）１通** ※必ず宛先を記載のうえ、切手（110円分）を貼付してください。切手の貼付がない場合や不足する場合は、受験案内を送付しません。
受験案内の送付	試験の時間等の詳細については、令和８年12月11日（金）までに発送する受験案内により受験者本人あてに通知します。 なお、受験案内が令和８年12月16日（水）正午までに届かない場合は、大阪市住之江区役所生活支援課あて電話等により連絡してください。

４　従事する職務等

職務内容
大阪市住之江区役所生活支援課に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づくケースワーク業務 ・訪問、調査 ・指導、指示 ・保護決定 ・その他関連業務に関すること 窓口業務、電話対応、パソコン入力業務等も含まれます。

５　勤務条件

勤務場所	大阪市住之江区役所生活支援課
勤務日・勤務時間・休日・休憩時間・時間外勤務	①勤務日…土・日・祝日 を除く月曜日から金曜日まで ②勤務時間・休憩時間…午前９時から午後５時 30 分（休憩時間 45 分） ③休日…土・日・祝日 ④時間外勤務…必要に応じて従事していただきます。
年次休暇	５日（令和９年１月１日～令和９年３月 31 日）
給　　料	月額：264,016 円（地域手当を含む。令和８年 11 月１日現在） ※採用時には変更される場合があります。 ※本務職員と同様に、減額措置の対象となる場合があります。 ※職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。 ・通勤手当あり（１か月あたり：上限 55,000 円まで） ・その他、各種手当（扶養手当、住居手当、超過勤務手当等）あり ※支給日：原則 17 日払い（土・日・祝日の場合は、前後することがあります。）
期末勤勉手当	本市職員基準により支給します。
社会保険等	年金、健康保険について、大阪市職員共済組合に加入となります。

※勤務条件等にかかる詳細については、採用決定後にお知らせします。

６　試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、成績（試験不合格者の得点（論文試験及び口述試験）及び順位）をお知らせします。令和８年 12 月 21 日（月）から令和８年 12 月 28 日（月）まで（午前９時～正午、午後１時～午後５時）大阪市住之江区役所生活支援課で開示しますので、受験者の本人確認ができる書類（顔写真の添付のあるもの：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート又は学生証等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。なお、土・日は閉庁日のため開示できません。

7　その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後、返却しません。

(2) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

(3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

＊採用試験に関する問い合わせ先

大阪市住之江区役所生活支援課（担当：尾下（オシタ）・関戸（セキド））

〒559-8601　大阪市住之江区御崎３丁目１番17号

大阪市住之江区役所生活支援課（２階24番窓口）

電話　06-6682-9872

【参考】地方公務員法（抜粋）

〔欠格条項〕

第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者